

静岡県立大学大学院研究生規程

平成19年4月1日 規程第70号

改正 平成24年4月1日

- 第1条 静岡県立大学大学院学則第30条の規定に基づき、この規程を定める。
- 第2条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、当該研究科委員会又は学府委員会の選考を経て、学長が入学を許可する。
- 第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26条）第52条に定める大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) その他学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 第4条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、当該研究科長又は学府長を経て学長に願出しなければならない。
- (1) 研究生入学願書
 - (2) 履歴書（写真）
 - (3) 最終学校の卒業（修了）証明書
 - (4) その他指定する書類
- 第5条 研究生は指導教員の指導を受け、研究に従事するものとする。指導教員の指定は、当該研究科委員会又は学府委員会の議を経て、研究科長又は学府長が行うものとする。
- 第6条 研究を許可された者は、所定の期日までに研究生入学料及び研究料を納付しなければならない。
- 2 実験、実習等に要する特別の費用は、研究生の負担とする。
- 第7条 研究生の研究期間は1年以内とする。ただし、引き続いて研究しようとする者は、当該研究科委員会又は学府委員会の議を経て、その期間を延長することができる。
- 第8条 研究生として不相当と認められたときは、学長は、当該研究科委員会又は学府委員会の議を経て、許可を取り消すことができる。
- 第9条 静岡県立大学学則及び静岡県立大学大学院学則中、学生に関する規定は、研究生に準用する。
- 第10条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、当該研究科委員会又は学府委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。